

令和5・6年度 競争入札参加資格審査申請書の取扱について
(※本申請は、確実に入札参加できることを保証するものではない)

第1 資格要件

1 基本的資格要件

京極町が発注する契約に係る競争入札に参加できる者（以下、「競争入札参加資格者」という。）は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 地方自治法施行令（以下、施行令と略す。）第167条の4第1項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）でないこと。
- (2) 施行令第167条の4第2項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 税（国税・市町村税）を滞納している者でないこと。

2 審査基準日

資格審査の基準日（審査基準日）は、令和5年1月1日とする。

3 資格の種類ごとの要件

(1) 建設工事の資格要件

建設工事とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条による許可が必要な28種類の工事をいう。

- ア 審査基準日において、対応する建設業の許可のうちいずれかを有する者で、かつ、当該許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。
- イ 資格に対応する建設業の許可について、経営事項審査を受け、その結果通知を有しており、かつ、その結果通知の基準日（＝決算日）が令和3年9月2日以降で最新のものであること。
- ウ イの経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算期又は基準決算期以降の決算期のいずれかに完成工事高があること。
- エ イの経営事項審査結果通知が、
 - a 平成24年7月1日改正後の新基準による、いわゆる「新経審」であること。
 - b 又は平成24年7月1日改正前の旧基準による、いわゆる「旧経審」である場合は、「雇用保険加入の有無」及び「健康保険及び好青年員保険加入の有無」欄が「有」又は「適用外」とされているものであること。

(2) 設計等の資格要件

設計等とは、建築設計・造林・土木設計・測量・地質調査・道路清掃・技術資料作成等で、建設業法による許可を必要としないものをいう。

ア 設計等のそれぞれの資格に共通する要件

- a 審査基準日において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- b 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高があること。

イ 建築設計における要件

アからウまでのいずれにも該当し、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りでない。

ウ 測量における要件

アからウまでのいずれにも該当し、かつ、測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。

※除排雪については上記設計等に含めない。下記（3）のその他業務（役務の提供）の要領・様式によることとする。

(3) 物品の購入、物品の賃貸借及びその他業務（役務の提供）の資格要件

ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 法人の場合は、商業登録簿の目的欄に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること。

ウ 個人の場合は、営業証明書に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること。（希望する業種の事業内容が確認できる契約書等でも可）

※除排雪については上記（2）設計等の要領・様式によらず、本項その他業務（役務の提供）の要領・様式によることとする。

4 資格要件の特例

中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の規定に基づき設立された協同組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に基づき設立された協同組合（以下「協同組合」という。）が次のいずれかに該当するときは、第1に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る要件及び第2に規定する受付期間を適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の照明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

第2 資格審査の申請について

1 申請の受付

(1) 受付期間

令和5年2月1日（水）から令和5年2月28日（火）までとする。

※上記受付期間後は、随時受付とする。

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町内業者又は町外業者問わず郵送での提出にご協力ください。

（提出に係る受理票の発行を希望する場合は、「切手貼付済みの返信用封筒」を同封すること。）

ア 郵送の場合（期間内必着）

あて先 〒044-0101

北海道虻田郡京極町字京極527番地

京極町役場 建設課管理係 入札参加資格申請受付担当

イ 持参の場合

受付時間 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで（平日のみ）

受付場所 京極町字京極527番地

京極町役場2階 建設課管理係

2 申請の方法

(1) 申請様式

ア 建設工事・設計等

- a 競争入札参加資格審査申請書 1部【北海道統一様式 ※1（市町村用）】

※1 北海道統一様式とは「一般社団法人北海道土木協会」が発行する申請様式をいう。

北海道統一様式の内容が全て網羅されているものであれば、自作の申請書も可とする。

- b 添付書類（別紙提出書類一覧のとおり） 各1部

イ 物品の購入、物品の賃貸借及びその他業務（役務の提供）

- a 競争入札参加資格申請書 1部【京極町様式 ※2】

※2 指定された内容が網羅されているのであれば、自作の申請書も可とする。

- b 添付書類（別紙提出書類一覧のとおり） 各1部

第3 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和5年度と同6年度の2年（度）間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

第4 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格を失う。

- (1) 第1に規定する資格要件に該当しなくなったとき。

※正当な理由のない各種税を滞納した時点においても、当該資格を失うので留意すること。

- (2) 営業に監視、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき

第5 再審査の申請について

次のいずれかに該当するときは、資格の再審査の申請を行うものとする。

- (1) 競争入札参加資格を有する者の営業が相続、合併及び分割されたとき。
(2) 競争入札参加資格を有する協同組合等が、その構成員を変更したとき。

第6 変更届の提出について

次のいずれかに該当するときは、資格の変更申請を行うものとする。

- (1) 商号又は名称の変更があったとき
(2) 組織に変更があったとき
(3) 代表者に変更があったとき
(4) 所在地に変更があったとき
(5) 電話番号に変更があったとき
(6) 仕様印鑑に変更があったとき
(7) 建設業の許可及びその他の登記等に関する事項に変更があったとき
(8) 支店・営業所に関する事項に変更があったとき

※変更前後が明確に比較出来るものであれば様式は問わない。

第7 委任状について

委任状については、本店の代表者が、支店または営業所の代表者に一定の期間を通じて入札・見積・契約の締結・代金の請求、受領などの権限を委任する場合に提出するものとする。

委任状は特に申し出がなければ2年（度）間（令和7年3月31日まで）有効とする。

なお、権限を委任した者、権限を委任された者に変更が生じた場合は、前記第6の変更届け併せて改めて委任状を提出するものとする。

第8 その他

災害等によりやむを得ない事案が生じ、本申請とは別に町長が必要であると認めた場合、臨時的に限り申請を受付する場合がある。